

議案第 5 号

北九州市教育支援委員会の委員の委嘱又は任命について

北九州市教育支援委員会委員を次のとおり委嘱又は任命する。

令和 3 年 4 月 2 2 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田島 裕美

提案理由 北九州市教育支援委員会規則（昭和 4 9 年北九州市教育委員会規則第 1 7 号）第 3 条及び第 4 条の規定に基づき委嘱又は任命している委員の任期満了に伴い、委員を新たに委嘱又は任命する必要があるので、この案を提出する。

北九州市教育支援委員会について

1 北九州市教育支援委員会とは

教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害のある幼児、児童及び生徒の障害の種類および程度の判定に関すること。
- (2) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学先の決定に関すること。
- (3) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学先決定後の一貫した支援に関すること。

2 設置年月日

昭和49年10月11日

3 委員構成及び任期等

○委員定数 20人以内（規則第3条）

○委員任期 2年（規則第4条）

○次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。（規則第3条）

- (1) 医師
- (2) 学校関係職員
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（同法第12条の児童相談所を含む。）の職員
- (4) 学識経験者

4 会議開催回数

年2回程度開催

任期満了に伴う教育支援委員の変更について

1. 教育支援委員の変更

辞 任		新 任	
氏 名	役 職 名	氏 名	役 職 名
松尾 圭介	北九州市立総合療育センター 所長	鳥越 清之	北九州市立総合療育センター 所長
高橋 広	北九州市立総合療育センター 眼科部長	村上 美紀	むらかみ眼科
高井 健次	小池学園 園長	高野 志保	北九州市立総合療育センター 小児科
宮基 量子	修多羅小学校 校長	森永 勇芽	皿倉小学校 校長
一ノ宮成美	鷹の巣幼稚園 園長	久松砂和美	小倉南幼稚園 園長

2. 役職名の変更

氏 名	異動前	異動後
	役 職 名	役 職 名
友納 優子	北九州市立総合療育センター 小児科部長	北九州市立総合療育センター 副所長

- ※ 任期満了に伴い、以上のように北九州市教育支援委員会委員の変更がありました。
 また、構成人数について、医師が1名増え、福祉関係者が1名減りました。学校関係者、学識
 経験者の構成人数に変更はありません。女性登用率は75%となりました。
 改選後の委員名簿を添付します。

新

令和3年度 北九州市教育支援委員会名簿（案）

	氏名	役職名	備考
医 師	しもの まさゆき 下野 昌幸	産業医科大学 特任教授	
	とりごえ きよゆき 鳥越 清之	北九州市立総合療育センター 所長	新任
	ともう ゆうこ 友納 優子	北九州市立総合療育センター 副所長	
	たかの しほ 高野 志保	北九州市立総合療育センター 小児科	新任
	やまぐち わかな 山口 若菜	北九州市立総合療育センター 精神科	
	やすまつ ちえ 安松 千絵	北九州市立総合療育センター 耳鼻科	
	むらかみ みき 村上 美紀	むらかみ眼科	新任
	むくの きみこ 向野 公味子	キンダーラウムムクノ 前院長	
はらだ ひろこ 原田 博子	嘉武医院		
学校関係者	みょうせ しんじ 明瀬 真二	門司総合特別支援学校 校長	
	おにつかく みこ 鬼塚 久美子	小倉南特別支援学校 校長	
	はせがわ さとみ 長谷川 智美	小倉総合特別支援学校 校長	
	ふちがみ みずえ 淵上 瑞恵	千代中学校 校長	
	やまだ ひろし 山田 浩司	八幡西特別支援学校 校長	
	もりなが ゆめ 森永 勇芽	皿倉小学校 校長	新任
	ひさまつ さわみ 久松 砂和美	小倉南幼稚園 園長	新任
等職 員 福社 施設	こまつ みお 小松 未央	北九州市子ども総合センター 判定係長	
	しみず きよみ 清水 喜代美	引野ひまわり学園 園長	
学識 経験者	くらみつ あきこ 倉光 晃子	西南学院大学 准教授（特別支援教育専門）	
	おおひら だん 大平 壇	福岡教育大学 教授（特別支援教育専門）	

任期 令和3年5月1日～令和5年4月30日
女性登用率 20名中15名（75%）

旧

令和2年度 北九州市教育支援委員会名簿

	氏名	役職名	備考
医 師	しもの まさゆき 下野 昌幸	産業医科大学 特任教授	
	とものう ゆうこ 友納 優子	北九州市立総合療育センター 小児科部長	
	やまぐち わかな 山口 若菜	北九州市立総合療育センター 精神科	
	むくの きみこ 向野 公味子	キンダーラウムムクノ 院長	
	はらだ ひろこ 原田 博子	嘉武医院	
	まつお けいすけ 松尾 圭介	北九州市立総合療育センター 所長	辞任
	やすまつ ちえ 安松 千絵	北九州市立総合療育センター 耳鼻科	
	たかはし ひろし 高橋 広	北九州市立総合療育センター 眼科部長	辞任
学 校 関 係 者	みょうせ しんじ 明瀬 真二	門司総合特別支援学校 校長	
	おにづか くみこ 鬼塚 久美子	小倉南特別支援学校 校長	
	はせがわ さとみ 長谷川 智美	小倉総合特別支援学校 校長	R2.5.1～ 人事異動により就任
	ふちがみ みずえ 淵上 瑞恵	千代中学校 校長	
	やまだ ひろし 山田 浩司	八幡西特別支援学校 校長	R2.5.1～ 人事異動により就任
	みやもと りょうこ 宮基 量子	修多羅小学校 校長	辞任
	いちのみや なるみ 一ノ宮 成美	鷹の巣幼稚園 園長	辞任
福 祉 施 設 等 職 員	こまつ みお 小松 未央	北九州市子ども総合センター 判定係長	
	しみず きよみ 清水 喜代美	北九州市立引野ひまわり学園 園長	
	たかい けんじ 高井 健次	小池学園 園長	辞任
学 識 経 験 者	くらみつ あきこ 倉光 晃子	西南学院大学 准教授（特別支援教育専門）	
	おおひら だん 大平 壇	福岡教育大学 教授（特別支援教育専門）	

任 期 令和元年5月1日～令和3年4月30日
女性登用率 20名中13名（65%）

○北九州市教育支援委員会規則

昭和49年10月11日

教委規則第17号

改正 昭和58年8月15日教委規則第13号

平成15年3月31日教委規則第12号

平成17年3月31日教委規則第2号

平成19年3月30日教委規則第5号

平成26年7月1日教委規則第7号

(題名改称)

平成29年6月12日教委規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定に基づき、北九州市教育支援委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務、組織及び委員並びにその運営について必要な事項を定めるものとする。

(平26教委規則7・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害のある幼児、児童及び生徒の障害の種類及び程度の判定に関すること。
- (2) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学先の決定に関すること。
- (3) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学先決定後の一貫した支援に関すること。

(平26教委規則7・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 学校関係職員
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設(同法第12条の児童相談所を含む。)の職員
- (4) 学識経験者

(平15教委規則12・平26教委規則7・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平15教委規則12・一部改正)

(判定専門部会)

第6条 委員会は、必要に応じて障害の種類別に判定専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、その部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(平15教委規則12・一部改正)

(会議の招集)

第7条 委員会は、会長が招集する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求めてその説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会指導部特別支援教育相談センターにおいて処理する。

(昭58教委規則13・平15教委規則12・平17教委規則2・平19教委規則5・平29教委規則22・一部改正)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に

定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年8月15日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年3月31日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年3月31日教委規則第2号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日教委規則第5号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成26年7月1日教委規則第7号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の北九州市心身障害児就学指導委員会規則の規定により委嘱され、又は任命された北九州市心身障害児就学指導委員会(以下「旧委員会」という。)の委員である者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後の北九州市教育支援委員会規則の規定により北九州市教育支援委員会(以下「新委員会」という。)の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、新委員会の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなされる当該委員の任期は、旧委員会の委員としての任期の施行日における残任期間と同一の期間とする。

付 則(平成29年6月12日教委規則第22号)

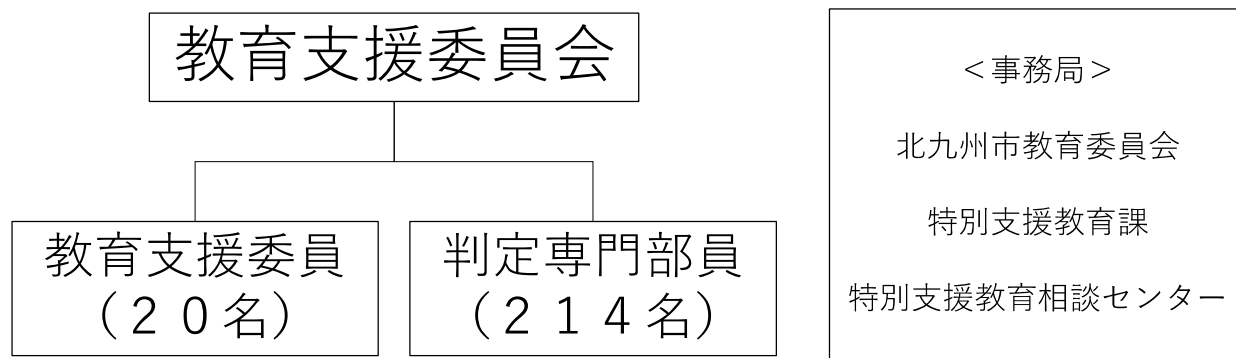
この規則は、公布の日から施行する。

障害のある児童生徒の就学に関する 障害者政策の動向を踏まえた改正の流れ（文部科学省）

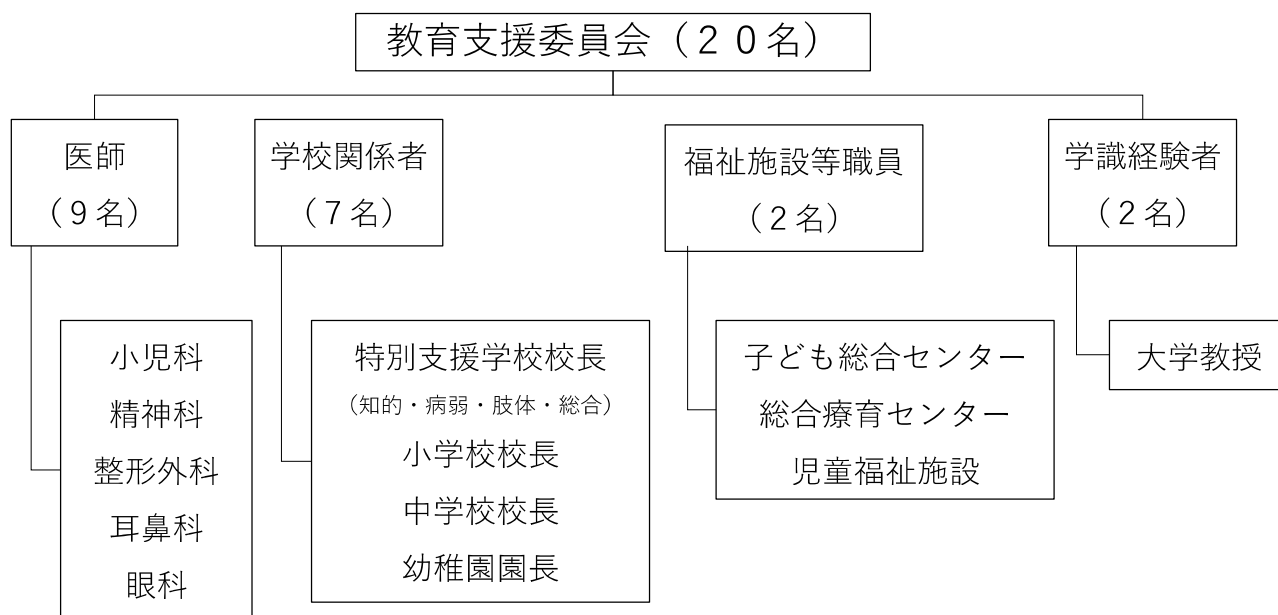
H 14 年	<p style="text-align: center;">社会のノーマライゼーションの進展、教育の地方分権の推進等の状況の変化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医学、科学技術の進歩等を踏まえ、教育学・医学の観点からの「就学基準」の改正 2. 市町村の教育委員会は、就学基準に該当する児童生徒について、小中学校において適切な教育を受けることができる特別な事情がある（認定就学者）と認める場合には、小中学校に就学させることができるとする「認定就学制度」の創設 3. 教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知見を有する者の意見聴取の義務づけ
H 19 年	<p style="text-align: center;">障害の多様化の状況 「特殊教育制度」から「特別支援教育制度」への転換</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村の教育委員会による専門家からの意見聴取に加えて、日常生活上の状況等をよく把握している保護者からの意見聴取が義務づけ
H 25 年	<p>中央教育審議会初等中等教育分科会報告（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」）等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村の教育委員会は、就学予定者のうち就学基準に該当する児童生徒について、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、保護者及び専門家の意見等を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みの創設 2. 視覚障害者等で、その障害が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度の児童生徒が、区域外の小中学校へ就学する場合の規定の整備 3. 小中学校への就学時又は転学時における保護者及び専門家からの意見聴取機会拡大

令和3年度 北九州市教育支援委員会

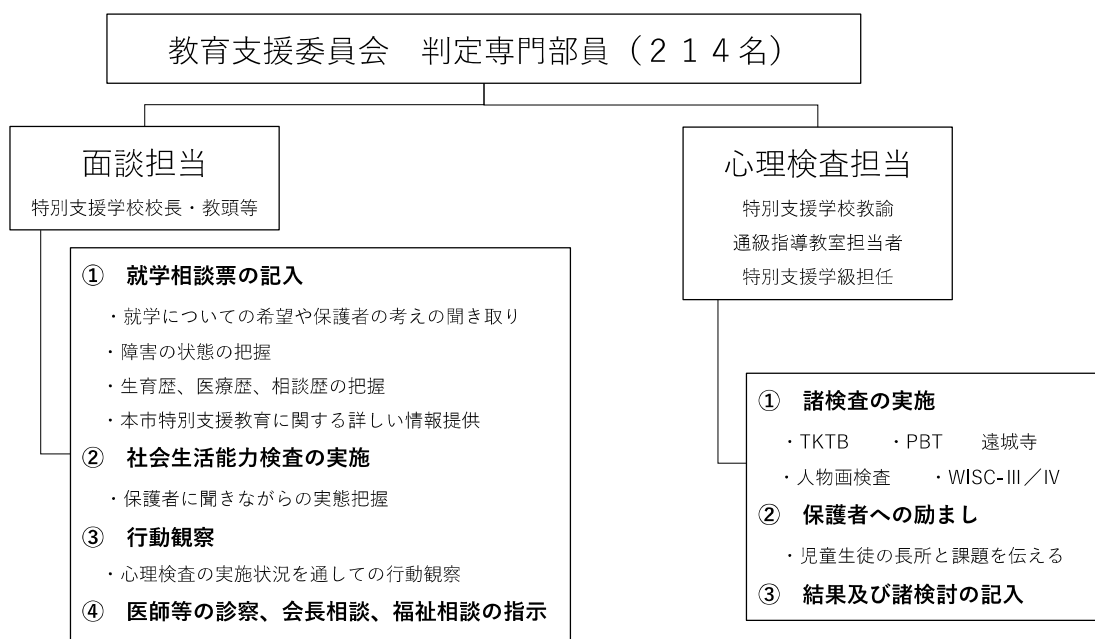
就学相談会の実施・就学相談への対応・相談者の経過の検討



令和3年度
北九州市教育支援委員会 委員の構成



令和3年度 北九州市教育支援委員会 判定専門部員の担当の構成・分掌



令和3年度 就学相談会 実施要項

1 目的

相談を希望する幼児児童生徒について、教育的、医学的精密検査等を行い、一人一人の状態を総合的に把握することにより、個別に適切な就学相談を行いよりよい教育の場を決定する。

2 対象者

- 令和4年度就学予定者のうち、学校教育上特別の配慮を要する者。
- 現在、小学校6年生で特別支援学級に在籍する者。
- 現在、小・中・特別支援学校に在籍している児童生徒のうち、就学先の変更を希望する者。

北九州市の就学相談の流れ

